

インターネット接続環境とファイル転送システムの構築・運用業務委託仕様書

1 業務期間

契約期間：契約日から令和9年3月31日

環境構築期限：令和7年9月30日

運用保守期間：環境構築後、令和9年3月31日

2 履行場所

三重県四日市市大字日永 5450 番地 132 地方独立行政法人三重県立総合医療センター
リモート保守を行う場合は事業者側のセキュリティが確保された施設

3 納入物品

以下の（１）から（３）のシステム・プログラムを納品すること。（４）以降は電子媒体でドキュメントとして１部納品すること。

- （１）インターネット接続環境
- （２）ファイル転送システム
- （３）インターネット接続環境とファイル転送システムのユーザ登録・変更・削除に関するプログラム
- （４）システムの全体構成図
- （５）基本設計書、詳細設計書（パラメータ等含む）
- （６）管理者用マニュアル（システム停止・起動等を含む）
- （７）利用者用マニュアル

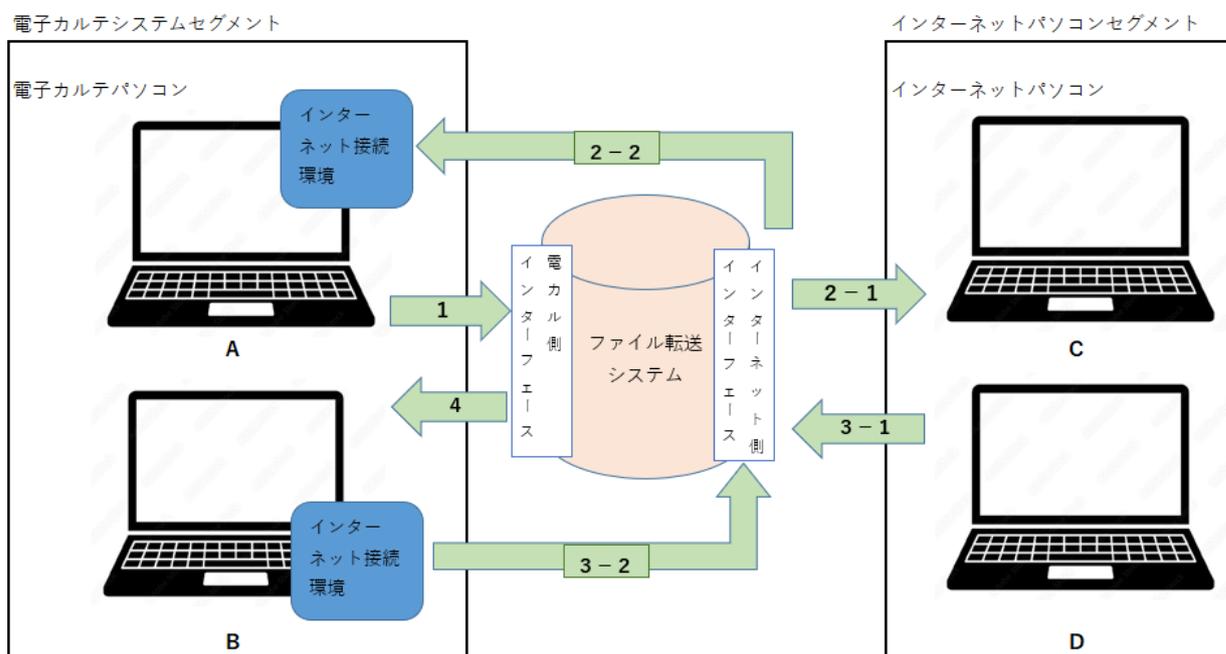
4 前提

- （１）当院の電子カルテパソコンは、セキュリティを確保する観点からインターネットと分離しており、接続できない。デスクトップパソコン 441 台、ノートパソコン 310 台、モバイルパソコン 101 台で合計 852 台である。
- （２）当院のインターネット接続用パソコンは、UTM を通して安全にインターネット接続が可能なようにしている。ノートパソコンが 2 種類あり、146 台である。
- （３）電子カルテパソコンとインターネットパソコンは、セキュリティ保護の観点からセグメント分割しており、お互いが接続できない。
- （４）AD 環境が電子カルテパソコン側には構築されており、インターネットパソコン側は AD 環境が構築されていない。
- （５）当院では約 900 名の職員がおり、300 名程度が本システムを利用する想定である。

5 全体仕様・全体要件

- (1) 電子カルテパソコン上で、領域を分離する等により、間接的にインターネット閲覧、操作が可能な環境（インターネット接続環境）を構築・提供すること。なお、ワークスペース環境とブラウザ環境の2種類を構築・提供すること。
セキュリティ保護の観点から、電子カルテパソコンとインターネット接続環境が直接データ通信できないようにすること。
- (2) インターネット接続環境には、インターネットからファイルのダウンロードが可能であること。
- (3) インターネット接続環境にダウンロードしたファイルを、電子カルテパソコンにファイル転送する仕組みを構築・提供すること。
あわせて電子カルテパソコン側からインターネット接続環境や、既存のインターネットパソコンにファイル転送する仕組み（ファイル転送システム）を構築・提供すること。
- (4) ファイル転送のとき、ウイルスチェックが機能すること。また、ファイル転送において、上長の承認が必要とする機能を有すること。

全体概要図は以下のとおり。



【1】電子カルテ側からインターネット側へのファイルアップロードの流れ

- 1 電子カルテパソコンからファイル転送システムにファイルアップロード
- 2-1 ファイル転送システムからインターネットパソコンにファイルダウンロード
- 2-2 ファイル転送システムからインターネット接続環境にファイルダウンロード

※2-1 または 2-2 でインターネット側へデータ出力

【2】 インターネット側から電子カルテ側へのファイルアップロードの流れ

3-1 インターネットパソコンからファイル転送システムにファイルアップロード

3-2 仮想環境からファイル転送システムにファイルアップロード

4 電子カルテパソコンでファイル転送システムからファイルダウンロード

※3-1 または 3-2 でインターネット側からデータ入力

6 インターネット接続環境（ワークスペース環境）に関する詳細仕様

- (1) 電子カルテパソコン上に、インターネット接続環境（ワークスペース環境）をインストールすることで安全にファイルを開覧、編集するための隔離領域を作成すること。
- (2) Active Directory と連携することができ、Active Directory に登録されたユーザ情報で隔離領域内へのログイン認証が可能であること。
- (3) 隔離領域内と隔離領域外（ローカル側）のファイルを、それぞれお互い参照できないように制御・禁止できること。
- (4) 隔離領域内と隔離領域外で、データ通信を制御し、通信を禁止できること。
- (5) 隔離領域内で実行されたアプリケーションから取得したクリップボードデータを、テキストデータ（Web リンク等を含む）のみ隔離領域外の他のアプリケーションにコピーすることを可能なように制御できること。
- (6) 隔離領域外で実行されたアプリケーションから取得したクリップボードデータを、隔離領域内のアプリケーションにコピーできないように制御できること。
- (7) 隔離領域内で実行されたアプリケーションの画面が、隔離領域外にインストールされたプリンタにより印刷可能なこと。
- (8) 隔離領域内で、zip 形式（パスワード付含む）のファイルを解凍できること。また、隔離領域内のファイルを zip 形式（パスワード付含む）で圧縮できること。
- (9) 隔離領域内にファイルを保存することが可能であること。また、隔離領域からログアウトした場合に、隔離領域にファイル保存を継続するか、隔離領域内からデータを消すか管理者が選択できること。
- (10) 隔離領域内で Web ブラウザが動作し、管理者が全ユーザの共通ブックマークを設定できること。また、各ユーザが個別でブックマークを設定できること。
- (11) 隔離領域外には Microsoft Office がインストールされており、ライセンスを所有している。このライセンスを活用する等により、隔離領域内で Microsoft Office が動作すること。なお、隔離領域外と隔離領域内が同時に起動しなくてもよい。また、PDF 閲覧ソフトが起動すること。
- (12) 50 台が同時接続可能であること。

7 インターネット接続環境（ブラウザ環境）に関する詳細仕様

- (1) 電子カルテパソコン上に、インターネット接続環境（ブラウザ環境）をインストールすることで安全にファイルを開覧、編集するための隔離領域を作成すること。
- (2) Active Directory と連携することができ、Active Directory に登録されたユーザ情報で隔離領域内へのログイン認証が可能であること。
- (3) 隔離領域内と隔離領域外（ローカル側）のファイルを、それぞれお互い参照できないように制御・禁止できること。
- (4) 隔離領域内と隔離領域外で、お互いの通信を禁止できること。
- (5) 隔離領域内で実行されたアプリケーションから取得したクリップボードデータを、テキストデータ（Web リンク等を含む）のみ隔離領域外の他のアプリケーションにコピーすることを可能なように制御できること。
- (6) 隔離領域外で実行されたアプリケーションから取得したクリップボードデータを、隔離領域内のアプリケーションにコピーできないように制御できること。
- (7) 隔離領域内で実行されたアプリケーションの画面が、隔離領域外にインストールされたプリンタにより印刷可能なこと。
- (8) 隔離領域内にファイルを保存することが可能であること。また、隔離領域からログアウトした場合に、隔離領域にファイル保存を継続するか、隔離領域内からデータを消すか管理者が選択できること。
- (9) 隔離領域内で Microsoft Office の閲覧が可能であること。
- (10) 管理者が全ユーザの共通ブックマークを設定できること。、また、各ユーザが個別でブックマークを設定できること。
- (11) 30 台が同時接続可能であること。

8 ファイル転送システムに関する詳細仕様

- (1) 電子カルテシステムセグメントとインターネットパソコンセグメント間、電子カルテシステムセグメントとインターネット接続環境間で、管理者が定めたファイル形式のみファイル転送ができること。また、セグメント間の通信の向きによって転送可能なファイル形式を指定できること。
- (2) ファイル転送の際、ウイルスチェックが機能すること。
- (3) Web ベースのシステムで、ドラッグ&ドロップが可能なこと。
- (4) 電子カルテパソコンのログイン画面と、インターネットパソコンセグメントやインターネット接続環境のログイン画面が異なる等、ユーザが転送元を容易に気づく仕組みとすること。
- (5) 送信するファイルサイズ、ファイル転送システムに保管する期間を管理者が指定できること。

- (6) ファイル転送の結果ログを1年間は保持すること。
転送元と転送先、ユーザ ID、ファイル名、転送日時が確認できること。
- (7) 300 ユーザが利用できること。

9 構築に関する要件

- (1) インターネット接続環境、ファイル転送システムについて、必要であれば仮想マシンの領域を提供する。おおむね以下のとおりとし、当院と協議したうえで決定する。
 - ・インターネット接続環境 1 仮想マシン
CPU 4 コア、メモリ 8GB、100GB 程度
 - ・ファイル転送システム 1 仮想マシン
CPU 4 コア、メモリ 8GB、1TB 程度
- (2) web 証明書が必要な製品であれば、受託者の負担で証明書を発行すること。なお、院内に既設の認証サーバがあるため、これを活用してもよい。ただし、その場合は、認証サーバ委託事業者と協議して実施することとし、認証サーバ委託事業者に費用が必要となる場合は、その費用を受託者が負担すること。
- (3) セグメントの追加・変更などを行う場合は、当院と受託者とネットワーク委託事業者と協議して実施すること。ネットワークに大規模な修正を行う場合で、ネットワーク委託事業者に費用が発生する場合は、その費用を受託者が負担すること。
- (4) Active Directory に対して、初期の利用者登録を一括で行うこと。
- (5) 各パソコンへのプログラム配置やショートカット配置は病院側で行う予定であるが、必要な支援を実施すること。

10 運用要件

- (1) 製品の最新バージョンがリリースされた場合は、影響範囲を調査し、当院と協議のうえ最新版の適用を行うこと。
- (2) 病院からの障害連絡があった場合は、4 時間以内に対応を開始すること。
- (3) 病院からの連絡により、ユーザの追加、変更、削除対応を実施すること。
- (4) リモートでの保守を行うことができるが、別途構築した仕組 (SSL-VPN による VPN 接続) を活用すること。

11 支払い

(1) 支払い条件

本業務の利用にかかる費用の支払い条件は、以下のとおりである。

- 令和7年度 総契約額の 96.7%
- 令和8年度 総契約額の 3.3%

をそれぞれの支払い額の目安として、契約時に協議するものとする。

なお、支払いは各年度に当該年度における業務完了分を支払うこととし、業務の未完了分を前倒しで支払うことはできない。

(2) 内訳資料の提出

上記支払い条件を踏まえて契約額の内訳資料を作成し、提出すること。特に初年度の初期導入費用分と運用保守費用分については明確に分離した資料を作成すること。また、内訳項目の細目とその金額が明確な内訳資料を作成し提出すること。

12 機密保持

- (1) 各業務について、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電子情報安全対策基準を遵守して行うこと。当該基準に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、当院に報告を行い、当院の指示のもと速やかに対応すること。なお、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- (2) 業務遂行上知り得た個人情報及び当院の機密事項について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (3) なお、それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

13 注意事項

- (1) 各業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) また、各仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても当院に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、当院の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- (3) なお、仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、当院と協議のうえ、定めるものとする。

14 受託者の留意事項

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 当院に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当院と協議を行うこと。